

平成29年度も実施します

## 窓口時間延長サービス

仕事などのため、役場開庁時間内に来庁することが難しい人へのサービスとして、一部窓口業務の時間延長を実施しています。

▼日時 毎月第1・第3月曜日の午後6時まで(月曜日が祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日になります。)

※広報裏面のスケジュールカレンダーに掲載します。

### ▼実施窓口

町民生活課 町民サービス室

申請は3月1日(水)～5月31日(水)

## 平成28年度臨時福祉給付金(経済対策分)

▼対象者 平成28年1月1日に吉岡町に住民票がある人で、平成28年度の住民税が非課税で課税者の扶養者でない人(平成28年度臨時福祉給付金支給対象者。)

▼支給額 15,000円

▼申請受付期間 3月1日(水)～5月31日(水)(当日消印有効)

※対象者と思われる人には、2月下旬に申請書を送付しました。

### ▼業務内容

戸籍・除籍謄抄本、その他戸籍証明書、住民票謄抄本、印鑑証明書、印鑑登録証交付、身分証明書などの諸証明

### ▼必要なもの

本人確認書類(写真付きの官公庁発行の身分証明書など) ※印鑑証明書の交付には、印鑑登録証が必要です。

### ▼問合せ先

町民生活課 町民サービス室  
☎26・2244(直通)

### ▼問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室  
☎26・2247(直通)

犬を飼っている皆さまへ

## 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の予防注射は、1年に1回受けることが法律で義務付けられています。また、新たに犬を飼う場合は犬の登録が必要です。町では各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。なお、登録済みで注射を済ませていない人には、狂犬病予防注射のお知らせが送付されますので持参してください。

### ▼届出・問合せ先

町民生活課 生活環境室  
☎26・2243(直通)

### 注射代金

注射のみ 3,400円

注射2,850円、  
注射済票手数料550円

新規 6,400円

注射のみの料金に加えて  
登録手数料3,000円



★都合のよい会場へお越しください。

★会場では、常に飼い主が犬をおさえられるようにしてください。

実施日	実施会場	住所	時間
4月22日(土)	小倉集会所	小倉282-6	午前9時～9時40分
	小井堤町コミュニティセンター	上野田1213	午前9時50分～10時10分
	上野田集落センター	上野田534-1	午前10時20分～10時40分
	吉岡町役場北駐車場	下野田560	午前10時50分～11時30分
	木戸集落センター	南下721	午前11時40分～正午
	下八幡神社	南下847-3	午後1時10分～1時30分
	陣場公会堂	陣場112-1	午後1時40分～2時
4月23日(日)	吉岡町児童館	大久保3633	午前9時～9時30分
	大久保集落センター	大久保1310-1	午前9時45分～10時10分
	三津屋田端公会堂	大久保2162	午前10時20分～10時40分
	駒寄住民センター	漆原1263-2	午前10時50分～11時10分
	漆原文化センター	漆原816	午前11時20分～11時50分
5月13日(土)	小倉集会所	小倉282-6	午前9時～9時20分
	吉岡町役場北駐車場	下野田560	午前9時30分～10時10分
	木戸集落センター	南下721	午前10時20分～10時40分
	大久保集落センター	大久保1310-1	午前10時50分～11時5分
	駒寄住民センター	漆原1263-2	午前11時15分～11時30分
漆原文化センター	漆原816	午前11時40分～11時50分	



ご応募ください

## 群馬県優良浄化槽認定ロゴマークの募集

水環境の保全に資するため、4月から優良認定を受けた浄化槽使用者に配布する「認定シール」のロゴマークを募集しています。

▼募集内容 「群馬県優良浄化槽認定ロゴマーク」

●優良認定を受けた浄化槽の使用者に配付する「認定シール」(大きさ:5cm×5cm程度)として利用を予定しています。

●各家庭の一つ一つの浄化槽が、地域の生活環境や本県の水環境につながっているとい

うメッセージを発信できるデザインを募集しています。

▼応募資格  
どなたでも応募できます。

▼応募方法  
官製はがきにデザインを描いて(または用紙にデザインを描いて封書で)、①住所②氏名③性別④年齢⑤職業⑥連絡先電話番号を明記して、下記の宛先に郵便で応募してください。

募してください。

▼締切 4月28日(金)まで(必着)

▼各賞および賞金  
最優秀賞 1点賞金3万円  
優秀賞 1点賞金1万円

▼応募宛先・問合せ先  
〒371-10846  
前橋市元総社町1120-1  
公益財団法人  
群馬県環境検査事業団  
☎027-280-5222

福祉や介護に関心のある人へ

## 吉岡町介護保険事業計画懇談会委員の募集

平成29年度に設置する介護保険事業計画懇談会委員を募集します。

平成28年度に実施したアンケート結果や過去の実績を踏まえて、今後の介護保険事業をどのように運営していくか

を検討し、第7期の計画を策定していきます。

▼募集要件①～③のすべてを満たす人

- ① 20歳以上70歳未満
- ② 町内在住
- ③ 平日午後の会議に出席可

▼人員 1人

▼任期 3年

▼報酬 1回4,400円

※年に数回開催予定

▼応募・選考方法  
応募用紙に必要事項を記入し、持参または郵送。書類選考、面接を行う予定です。応募用紙は健康福祉課高齢福祉室窓口または町ホームページか

らダウンロードしてください。

※提出書類は返還できません。

▼締切 3月31日(金)

▼提出・問合せ先  
〒370-13692  
吉岡町大字下野田560番地  
吉岡町役場  
健康福祉課 高齢福祉室  
☎26-2247(直通)

中小企業者が行う新技術・新製品の開発を支援

## 吉岡町ぐんま新技術・新製品開発推進補助金

県と町が連携し、企業の開発などを支援します。

- 生産・加工方法の高度化
- 新工法などの技術開発
- 機械・装置の開発
- 材料などの利用技術の開発
- 新製品の開発

▼補助額 補助対象経費から企業負担額(20万円以上)を差し引いた額

▼補助限度額 80万円以内

※補助限度額を超える分は企業負担になります。

▼対象 町に主たる事業所が

ある中小企業者

▼募集期間  
4月3日(月)～5月12日(金)

▼応募方法 所定の申請用紙(町ホームページからダウンロード)を産業建設課産業振興室に提出(※郵送は不可)

※申請には条件があります。事前に町ホームページで確認するか、お問合せください。

※本事業は平成29年度当初予算の成立を条件として実施します。

▼問合せ先  
産業建設課 産業振興室  
☎26-2280(直通)  
吉岡町商工会  
☎54-2625

農振除外の申請は年に一度です

## 申請受付は4月中

「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。

町の農地は、大部分が農業振興地域に指定されています。

しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた時には、緊急でやむを得ないものに限って、農用地区域からの計画変

更（除外・編入）をすることが認められています。町では、年

1回4月に受付けています。期限内に申請してください。

なお、申請しても計画変更の要件がすべて満たされなければ除外はできません。

また、過去に除外をし、現在農地転用をしていない土地を持つ人は、新たに申請しても承認できないことがあります。

### ▼申請期間

4月3日(月)～28日(金)

※平日午前8時30分～午後5時15分

※受付期間外の申請は、受理できません。

### ▼受付・問合せ先

産業建設課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

## 農業者の皆さまへ

### 青色申告を始めましょう

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。税制上のメリットもありますので、早速取り組んでみましょう。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日(※)までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます。(申告時期は平成30年2月～3月)

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の

導入が決定されました。

### 収入保険制度の仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとられず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

主な内容は、次のとおりです。

●青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。

●当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を補てんします。

●農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)

制度の仕組みなどについて、詳しくは農林水産省ホームページの「収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直し」([http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai\\_hosyo/syu\\_nosai/index.html](http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/index.html))をご覧ください。

### ▼問合せ先

農林水産省関東農政局群馬県拠点地方参事官室中部・北部地区担当  
☎027・221・1182

## 農地の保全管理のお願い

管理が行き届いていない農地について、さまざまな被害が出ています。雑草を放置しておくと、火災・病害虫・交通事故などの発生原因となり大変危険です。

周囲の耕作地や住民に迷惑がかからないよう、除草などをして荒廃農地の解消にご協力をお願いします。

問合せ先 農業委員会事務局 ☎26-2280